

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成17年6月8日京都市条例第10号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成17年6月8日から施行し、平成17年度分の保険料から適用することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年6月8日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市条例第10号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「法第72条の3第1項」を「法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の3第1項」に、「第72条の2第1項」を「第72条の2の2第1項」に改める。

第14条の2第2号中「法第74条」を「法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第74条」に、「第72条の2第1項」を「第72条の2の2第1項」に改める。

附則第3項を次のように改める。

（平成17年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）

3 平成17年度における第10条の2の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第16項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第15項の規定による交付金その他」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成17年度分の保

険料から適用し，平成16年度分までの保険料については，なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)